

# 食のまち・八戸応援食事券事業運営業務委託 公募型プロポーザル募集要項

## 1 趣旨

当市では、物価高騰及び青森県東方沖地震の影響により、深刻な被害が生じている市内飲食事業者の需要喚起及び市民による飲食店利用の促進を通じ、地域経済の活性化を図ることを目的として、食のまち・八戸応援食事券事業（以下「食事券事業」という。）を実施する。

食事券事業は、市民及び多数の飲食店が関与し、短期間での申し込み受付、抽選、販売、利用及び精算を円滑かつ公平に実施する必要があることから、価格の他、業務遂行能力や、運営体制を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により、受託者を選定するものである。

## 2 業務概要

### 2.1 委託業務名

食のまち・八戸応援食事券事業運営業務委託

### 2.2 業務内容

食のまち・八戸応援食事券事業運営業務委託仕様書のとおり。

### 2.3 期間

契約締結日から令和8年10月30日（金）まで

### 2.4 委託料上限額

78,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※内訳：食事券原資 60,000,000円（不課税）事務費 18,000,000円（消費税込み）

提案書等の作成に当たっては、食事券原資は同額、事務費については上限額以下の価格で提案すること。

## 3 参加資格

次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 参加申込の日において、令和7年度八戸市競争入札参加資格者名簿（物品の購入等又は工事等）に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び八戸市財務規則（昭和54年八戸市規則第1号）第114条の規定に該当するものないこと。
- (3) 市税等の滞納がないこと。
- (4) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む。）や、政党等を推薦、支持又は反対する目的の団体、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体や個人でないこと。
- (5) 本事業の趣旨を十分理解し、業務を的確に遂行できる能力を有していること。
- (6) 他の企画提案者の協力会社等として、重複参加していない者であること。

#### 4 手続等に関する事務を担当する部署・連絡先

〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号（市庁別館5階）

八戸市観光文化スポーツ部観光課

電話番号0178-43-9252（直通） FAX0178-46-5600

担当 企画グループ 高橋

e-mail: kanko@city.hachinohe.aomori.jp

#### 5 プロポーザル参加申込書及び企画提案書等の提出

##### 5.1 参加申込方法

本プロポーザルへの参加を希望するものは、次の書類を作成し提出すること。

- プロポーザル参加申込書（様式第1号） 1部
- 誓約書兼同意書（様式第2号） 1部
- 質問票（様式第3号） 1部（任意）
- 企画提案書（様式第4号） 1部
- 経費積算書（様式第5号） 1部
- 市税の滞納がないことの証明書（原本） 1部

申請者の主たる事業所又は本店所在地の属する市町村が発行する、市税（市町村税）に滞納がないことを証明する書類とする。

なお、申請者の所在地が八戸市内の場合は八戸市が発行する証明書を提出することとし、申請者の所在地が八戸市外の場合は、当該所在地の市町村が発行する証明書を提出するものとする。

※証明書は、企画提案書提出日以前3か月以内に発行されたものに限る。

##### 5.2 提出期限

令和8年1月16日（金）午後5時

（ただし、企画提案書、経費積算書、市税の滞納がないことの証明書は令和8年1月21日（水）午後5時）

##### 5.3 提出先

4に同じ。

##### 5.4 提出方法

持参・郵送・電子メールのいずれかで提出すること。郵送又は電子メールの場合は、提出期限日必着とする。

#### 6 参加資格審査

- (1) プロポーザル参加申込書及び誓約書兼同意書（以下「参加申込書等」という）の提出があった場合には、3に定める参加資格の有無について審査する。
- (2) 審査の結果、参加資格を有しない場合は、電子メール及び電話によりその旨通知し、提出された企画提案書は返却する。

## 7 本プロポーザルの実施に関する質問

本プロポーザルの実施に関する質問は、質問票（様式第3号）により、観光課へ電子メールにより提出し、電話にて受信を確認すること。※市が受信確認のメールを返信した場合は不要。

### 7.1 質問受付期限

令和8年1月16日（金）午後5時

### 7.2 回答方法

- (1) 提出された質問と回答をとりまとめのうえ、令和8年1月20日（火）までに、随時市ホームページ上へ掲載する（質問者名は除く）。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わると判断したものについては、質問者に対してのみ回答する。
- (2) 質問に対する回答のうち、市が必要と認めるものは、仕様書の補足とする。

## 8 企画提案の審査

### 8.1 審査の方法

市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、審査基準に基づき採点を行い、その結果を踏まえて受託候補者を選定する。

### 8.2 審査基準

評価項目	評価基準	配点
基本的な考え方	業務の趣旨を的確に理解し、目的を達成するための方針となっているか。	10
実施体制	企画提案業務を確実に遂行できる実施体制、配置人員となっているか。	15
実施手順及び手法	企画提案業務を確実かつ効率的に実施する手順及び手法となっているか。	15
実施計画	具体的な作業期間やスケジュールが適切に設定されているか。 内訳：基本計画の妥当性 10点 ：早期利用開始に関する加点 5点	15
費用対効果	必要な経費が適切に計上され、妥当な水準であるか。	10
実施内容	仕様書の条件を満たしたうえで、業務の目的を達成する効率的かつ実効性の高い企画提案となっているか。 内訳：仕様書充足・実効性 15点 ：ノウハウ・実績の活用 10点 ：参加店舗のPRにつながる取組 5点	30
市民及び参加店舗の利便性	市民及び参加店舗の負担軽減や利便性向上に資する工夫がなされているか。	5
	合計	100

- (1) 選考担当者は、企画提案者から提出された企画提案書等について、8.2審査基準により評価項目別に採点を行うものとする。
- (2) 各選考担当者は、前号の採点結果を踏まえ、企画提案全体を総合的に評価したうえで、企画提案者ごとに順位を付するものとする。
- (3) 前号の順位に基づき、1位の企画案に5点、2位の企画案に3点、3位の企画案に1点の順位点を付与する。
- (4) 6割以上の得点を獲得した者の中から、合計順位点が最も高い企画案1点を提案した者を最優秀提案者、合計順位点が最も高い企画案の次に高い企画案1点を提案した者を優秀提案者とする。
- (5) 合計順位点が同点の場合は、合計得点が高い者を上位とする。なお、合計得点も同点の場合は「実施内容」の得点が高い者を上位とする。それでもなお同点の場合は、市が企画提案内容を総合的に判断し、上位者を決定する。
- (6) 企画提案者が1者のみであった場合も選考を行うものとし、得点が満点の6割以上であることを条件として、その企画提案者を選定する。

### 8.3 結果通知

審査結果については、全ての企画提案者に対して電子メールにより、令和8年1月26日（月）までに個別に通知する。

## 9 契約

- (1) 本プロポーザル審査において最優秀提案者となった者を受託候補者とし、企画提案書を参考に協議を行い、協議が調った場合、契約を締結する。協議が調わない場合には、優秀提案者を受託候補者とし、企画提案書を参考に協議を行い、協議が調った場合、契約を締結する。
- (2) 契約を締結する際、受託候補者が市との協議を経ることなく企画提案の内容を大幅に変更した条件を提示したときは、その受託候補者と契約を締結しない場合がある。
- (3) 契約の期間は、契約締結の日から令和8年10月30日（金）までとする。

## 10 失格要件

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき
- (2) 企画提案者が本プロポーザルに対して2以上の提案をしたとき
- (3) 企画提案者が第三者（再委託先を除く）の提案の代理をしたとき
- (4) 書類に重大な不備があった場合又は指示した事項に違反したとき
- (5) 経費積算書に記載する金額が「委託料上限額」を超えた提案であるとき
- (6) 提出書類に虚偽の記載をしたとき
- (7) 八戸市職員又は本プロポーザルの関係者に対して、本プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められたとき
- (8) 本プロポーザルの審査に関する不当な要求等を申し入れたとき
- (9) 社会通念上、契約するにふさわしくないと考えられる事態が生じたとき

## 11 その他留意事項

- (1) 企画提案書の提出は、1者につき1案とする。
- (2) 本プロポーザル及び契約に使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (3) 企画提案書は、原則として非公開とする。ただし、情報公開請求等により公開の必要がある場合は、その全部又は一部を公開する場合がある。
- (4) 提出書類を審査等で使用する場合、必要に応じて複製するときがある。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、指名停止等の措置を行うときがある。
- (6) 参加申込書及び企画提案書等の作成・提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (7) 本業務により作成された成果物（企画提案書を除く）に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、すべて市に帰属するものとする。

## 12 スケジュール

R8. 1. 9 (金)	募集公告（市ホームページへの掲載）
R8. 1. 16(金)	参加申込書・誓約書兼同意書・質問票提出期限
R8. 1. 21(水)	企画提案書・経費積算書 ・市税の滞納が無いことの証明書提出期限
R8. 1. 26(月)	審査結果通知
R8. 1. 30(金)	契約締結
R8. 10. 30(金)	履行期限